

### 第3回海外状況整理部会議事要旨

日時 2019年2月14日 10:00～12:00

場所 日比谷図書文化館セミナールーム A

出席者 松井部会長、石崎委員、寺島委員、永野委員、西村委員、日本財団、ダイバーシティ  
就労支援機構

#### 【ドイツにおける障害者雇用・就労促進に向けた法政策】

(石崎委員から報告)

○ 「障害者」とは、「身体的、精神的、知的障害を持ち、偏見や環境上の障壁との相互作用により、社会生活への参加が6か月を超えて阻害される蓋然性が高い者」であり、「障害」は、「身体的精神的健康状態が年齢相応の状態とは異なっている場合」に認められる。

○ 障害者は、①一般の民間企業・公的分野、②社会包摂事業所（注1）、③障害者作業所（注2）にて就労。

(注1) 就労に特別な困難を抱える重度障害者の一般労働市場における就労を目的とする法的経済的に独立した企業、又は企業内部の、あるいは公的部門の使用者(連邦や州の機関、地域の機関、その他の公的団体、機関、財団)によって営まれる事業所又は部門で、30%以上重度障害者を雇用しなければならず、原則として50%を超えてはならないとされる。各州の統合局から調整金を財源とする給付がなされる。増加傾向にあり、2017年時点で、ドイツ全体で、895か所、13000人の重度障害者を雇用している。

(注2) 障害の種類又は程度により、一般労働市場で就業することができない、ないしまだできない、又はまだ再び就業することができない障害者のために、適切な職業教育及び労働成果からその能力にあった労働報酬が得られる就業を提供する施設。作業所の障害者は、労働法規が全面的に適用される「労働者」ではない(最低賃金は適用されない)。しかし、いわゆる「労働者類似の法律関係」にあるとして扱われ、労働保護的な規定が部分的に適用される。また、作業所利用者には、社会保険加入義務がある(保険料は国等が負担しなければならない)。ドイツ全体で約700か所あり、約30万人の重度障害者が就労している。

○ 20以上のポストを持つ民間・公的使用者ごとに、全ポストの5%において重度障害者を雇用しなければならない。

(注) ポストとは、労働者が就労に従事する際のポジションを指す。そのため、ポストの数は従業員の数にほぼ相当する。

○ 平均雇用率は民間・公的部門合わせて4.7%（民間4.1%、公的部門6.6%）。

(質疑応答)

- ドイツの「障害者」の範囲については、日本では障害者に入らない傷病労働者（がんサバイバー）が入ってきているなど、日本とは異なる面もある。
- 障害者関係のサービス機関としての各州統合局と連邦雇用エージェンシーの連携について、具体的な連携の在り方については聞き取りきれなかったが、法令上は両者が連携することが規定されている。また、各種の給付は連邦雇用エージェンシーの給付が統合局の給付に優先する。

#### 【韓国のソーシャルファーム実態調査報告】

(寺島委員から報告)

- 韓国での社会的企業育成は、1998年の「IMF危機」で失業が急増したことへの対応策のひとつとして始まった。
- 社会的企業の認証要件のひとつに、「脆弱階層に社会サービス若しくは就労の場を提供し、又は地域社会に貢献することによって地域住民の生活の質を高める等社会的目的の実現を組織の主な目的とすること」がある。
- 脆弱者層には、低所得者、55歳以上の高齢者、障害者、刑余者、ホームレス、難病、ひとり親など、幅広いタイプが含まれる。
- 認証社会的企業には、以下のような支援がされている。  
①人件費の補助(最長3年間)、②専門的人材の人件費の補助(3人まで)、③社会保険料の支援(最長5年、事業者負担分)、④事業開発費の支援、⑤融資事業や投資事業への財政的支援、⑥法人税と所得税減額(5年間、50%)、⑦地方自治等への優先購入、⑧経営コンサルティング経費補助、⑨ネットワーク構築の支援、⑩新たなビジネスモデル発掘、⑪企業の立ち上げ時を中心に、運営費、設備費などを支援。

(質疑応答)

- 社会的企業で実際就労しているのは、脆弱者層のうち、どのタイプが多いのか？
- 実地調査したのは、障害者を雇用しているところ。しかし、全体でどのタイプが多いかまでは未調査。

- 韓国社会的企業振興院とは、どんな組織か？
- 日本の独立行政法人のようなものだと考えている。雇用労働部所管となっている。

**【2019年度の部会運営について】**

- 各委員は、担当国の以下の事項の概要をまとめ、各委員報告をまとめた報告書を2019年度末までにまとめる。
  - ①障害者に対する就業対策（一般就労、支援付就労、保護就労）
  - ②生活困窮者に対する就業対策
  - ③その他働きづらさを抱える者に対する就業対策
  - ④社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）施策の全体概要
  - ⑤ソーシャルファームの動向
  - ⑥障害者だけから障害者以外をも含む「ダイバーシティ就労化」の動向
  - ⑦「働きづらさを抱える者」の就業困難度の認定方法
  - ⑧政策効果分析事例